

黒の消えないボールペンで書いてください

《新入生一部早期給付 2回目 表面》

記入例

様式1-5 令和6年度

学校名	学校番号	整理番号
-----	------	------

三重県教育委員会教育長 宛て

提出日 令和 6年 7月 15日

高校生等奨学給付金受給申請書 (新入生一部早期給付2回目(7月~3月分))

次のことを誓約(同意)のうえ、高校生等奨学給付金を申請します。
なお、当該給付金の受領については、申請書類に記入した内容で振込をお願いいたします。

【1. 誓約事項】(次の5点を確認の上、口に☑をしてください。)

- この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
- この申請書に虚偽の記載があった場合は、三重県の求めに従いその全額を即時返還します。
- 私は三重県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っていません。
- この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費(見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の高中生等を除く))の支弁対象ではありません。
- この申請の審査に必要な事項について、自治体、福祉事務所及び高等学校等へ照会することに同意します。

学校に提出する日を記入してください。

5箇所すべてに☑してください。

☑もれのないようにしてください。

【2. 申請者(保護者等)】※専攻科は「保護者等」を「生計維持者」と読み替えます。

フリガナ	ミエ タロウ	高校生等との続柄	父
申請者(保護者等)	三重 太郎	生年月日	41年 7月 7日
住民票住所(7月1日現在)	〒514-8570 津市広明町13番地	日中連絡が取れる電話番号	09
通知送付先住所(住民票住所と同じ場合は記入不要)	〒	注: 住民票住所とは別の送付先を希望する場合のみ記入してください。	

父、母、祖父、祖母、本人などを記入してください。

7月1日現在の住所は住民票と同じように記入してください。
例: 11番地5を11-5と記入しないでください。

【3. 申請者以外の保護者等】☑保護者等が1名のため省略(該当する口に☑をしてください。)

フリガナ	ミエ ハナコ	高校生等との続柄	母
申請者以外の保護者等	三重 花子	注: 申請者の住所と同じ ☑ 申請者の住所と異なる(下記に住所を記入してください)	
住民票住所(7月1日現在)	〒		

該当する方は☑してください。

住民票以外の住所に通知の送付を希望する場合のみ、記入してください。

【4. 対象となる高校生等】(該当する口に☑をしてください。)*別紙1「記入上の注意」を参照

フリガナ	ミエ ジロウ	生年月日	20年 7月 7日
名前	三重 太郎 次郎	これまでに奨学給付金を受給した回数	なし 1回 2回 3回 4回 不明
7月1日現在在学する高等学校等	種類 学校名・学年 ☑ 国立 三重県立●●高等学校 1年生	課程	☑ 全日 ☐ 定時 ☐ 通信 ☐ 高専 ☐ 専攻科 ☐ その他
過去に在学した高等学校等	種類 学校名	入学年月	6年 4月
		課程	☐ 全日 ☐ 定時 ☐ 通信 ☐ 高専 ☐ 専攻科 ☐ その他
		在学期間	H年 月 ~ H年 月

【5. 申請等】(該当する申請区分の口に☑をしてください。)*認定基準日は、令和6年7月1日

世帯種別等		申請区分	1回目 給付額 (4~6月分)	2回目 給付額 (7~3月分)	給付額 (年額)
生業(専業主婦)世帯 (保護世帯)	全日・定時・通信制	1 ☐	8,075円	24,225円	32,300円
	全日制	第1子 2 ☐	30,525円	91,575円	122,100円
非課税世帯	定時制	第2子 3 ☑	35,925円	107,775円	143,700円
	通信制	4 ☐	12,625円	37,875円	50,500円
	専攻科	5 ☐	12,625円	37,875円	50,500円

※2回目は、給付額(年額)から1回目に給付された額を差し引いた金額となります。

(裏面に続く)

書き間違いを訂正する場合は、修正テープや修正液は使わないでください。
二重線を引いて、その近くに訂正したものを書いてください。

必ず1箇所には☑してください。

原則新入生一部早期給付1回目と同じ区分です。

※早期1回目の「高校生等奨学給付金決定通知書」の「決定世帯区分」で確認してください。

《新入生一部早期 2 回目 記入例 裏面》

【6. 保護者等の収入状況について】（6-1又は6-2のどちらかに☑をしてください。）

該当する方に必ず☑してください。

6-1. 生業扶助受給世帯の方（生活保護（生業扶助）を受給している世帯）

私の世帯は、7月1日現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給しているため、確認できる証明書を提出します。 ※この用紙の記入はこれで終わりです。

6-2. 非課税世帯の方（道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯）

私の世帯は、7月1日現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給していません。

次の者の課税証明書等を提出します。
（該当する①～⑤に☑をしてください。②～⑤の場合には、理由欄の該当する口に☑をしてください。）

②～⑤に☑をした方は、【理由】のあてはまるところに☑してください。

①	<input checked="" type="checkbox"/> 親権者（両親）2名、または主たる生計維持者（両親）2名（在学中に高校生等本人が成人になった場合等）	
②	<input type="checkbox"/> 親権者1名、または主たる生計維持者1名（在学中に高校生等本人が成人になった場合等）	理由（②～⑤の場合には、必ず☑が必要です。）
③	<input type="checkbox"/> 未成年後見人（ ）名（複数選任されている場合は全員分）	<input type="checkbox"/> 認定基準日より前に親権者が離婚・死別したため。
④	<input type="checkbox"/> 主たる生計維持者 1名 ※上記②以外（生徒の生計をその収入により維持している者） 対象となる高校生等本人の健康保険証の情報を下記に記入してください。ただし、弟・妹となる場合は「扶養誓約書」に記入してください。	<input type="checkbox"/> 再婚はしたが、対象となる高校生と再婚相手は養子縁組をしていないため。
⑤	<input type="checkbox"/> 対象となる高校生等本人（親権者、未成年後見人及び主たる生計維持者のいずれも存在しない場合） 対象となる高校生等本人の健康保険証の情報を下記に記入してください。	<input type="checkbox"/> 未婚のまま出産したため。
		<input type="checkbox"/> DV・虐待等により、就学に要する経費を親権者に求めることが困難なため。
		<input type="checkbox"/> 対象となる高校生等本人が成人のため。
		<input type="checkbox"/> その他（理由をご記入ください。） 例：唯一の親権者である母が失踪し、祖父母が面倒をみているため

◆上記【6-2. 非課税世帯の方】で④⑤に該当する方は、下記に高校生等本人の健康保険証について記入してください。

④⑤に☑をした方は、対象となる高校生等本人の健康保険証について記入してください。

高校生等との関係	対象となる高校生等の名前(A)	保険者名称	資格取得年月日	該当する方は記入してください。	
				(B)	(C)
例1	〈国民健康保険の場合〉 祖父 (高校生等本人の名前)	国民健康保険（津市）	R24.1	R6.9.30	(国保は世帯主の名前)
例2	〈社会保険の場合〉 叔父 (高校生等本人の名前)	全国健康保険協会	H27.4.1	-	(叔父(申請者)の名前)

※申請者が上記⑤「対象となる高校生等本人」の場合は、(A)(B)ともに「高校生等本人の名前」を記入してください。

【7. 扶養親族（兄弟姉妹）の状況について】（申請区分3（第2子）で申請する方のみ記入してください。）

◆7月1日現在、対象となる高校生等に加え、扶養している高等学校等に通う兄弟姉妹又は15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合は、☐に☑をし、別紙3「扶養誓約書（第2子 兄弟姉妹の状況について）」に記入の上、提出してください。

◆同居していても、就業しており、本人名義の健康保険証を有している兄弟姉妹は対象外ですので記入不要です。

7月1日現在、対象となる高校生に加え、高等学校等に通う兄弟姉妹又は15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の兄弟姉妹を扶養していることを誓約します。

※高等学校等に通う兄弟姉妹とは、高等学校等就学支援金又は学び直し支援金の国費の支給を受ける資格を有する兄弟姉妹のことです。

申請区分3（第2子）で申請をされる方は☑してください。
※「様式 1-5 別紙 3 扶養誓約書」の記入・提出が必要です。

記入が終わりましたら、記入もれ、添付書類もれがないかを再度確認して提出してください。